

相談する前には、各問合せ先への確認をお願いします。全ての相談日は年末年始・祝日を除きます。

相談種目	日時	場所	問い合わせ・申し込み先 ほか
消費生活相談	月曜、火曜、水曜、金曜 10:00～16:00	市消費生活センター (市役所別館1階)	電話相談か来庁かメールによる相談 ☎市消費生活センター ☎(23)3251
暮らしの なんでも行政相談	9月11日(水)、25日(水)	市役所2階会議室7、8	☎総務課 行政係 ☎(27)3303
行政書士相談 (要予約)	9月13日(金)、10月11日(金) 11:00～16:00	市役所1階ロビー (うと小路)	電話かホームページから申し込み 定員5人 ☎総務課 行政係 ☎(27)3303
年金相談 (要予約)	9月5日(水)、19日(水)、 10月3日(水) 10:00～15:00	福祉センター	☎熊本東年金事務所お客様相談室 ☎096(367)2503
自立相談	月曜～金曜 9:00～16:00	うと自立相談センター (宇土市社会福祉協議会内)	☎うと自立相談センター ☎(23)3756
司法書士相談 (要予約)	9月26日(水) 13:00～16:00	市役所2階 会議室8	電話で申し込み ☎商工観光課 商工振興係 ☎(27)3328
人権相談	9月19日(水) 13:00～16:00	市役所2階 会議室8	☎総務課 行政係 ☎(27)3303
社会福祉協議会	ふれあい 福祉相談	毎週水曜 13:00～16:00	宇土市社会福祉協議会 ☎(23)3756
	成年後見 相談	毎月第1金曜 13:00～16:00	
	法律相談 (要予約)	毎月第3金曜 13:00～16:00	
	不動産相談 (要予約)	お問い合わせください	
福祉	ふくしの相談窓口	月曜～金曜 8:30～17:15	福祉課 ふくしの相談窓口 ☎(22)1111 (内線433)
家庭・子ども	こころの健康相談 (要予約)	9月10日(水) 14:00～16:00	宇城保健所 相談室 ☎宇城保健所 ☎(32)1207
	家庭児童相談・ 女性相談	月曜～金曜 8:30～17:15	子育て支援課 こども家庭センター ☎子育て支援課 こども家庭センター ☎(27)3322 ※ご相談の際には、事前にお電話ください。
	ヤングテレフォン	月曜、水曜 13:00～17:00	電話かメールによる相談 ☎ヤングテレフォン ☎(23)1139 ✉young01@city.uto.lg.jp
高齢者	高齢者のための 相談窓口(要予約)	月曜～金曜 8:30～17:15	☎地域包括支援センター ☎(24)1555 轟・花園・全地区 ☎(23)5266 宇土・走瀧担当 ☎(27)1010 網田・網津・緑川担当
	ハローワーク宇城 地域職業相談室	月曜～金曜 8:30～17:15	市役所別館2階 ☎地域職業相談室 ☎(26)1003
就労	ジョブカフェ・ 宇城ランチ (無料就労相談窓口)	月曜～金曜 10:00～17:00	宇城地域振興局1階 (松橋町久具400-1) ☎ジョブカフェ・宇城ランチ ☎(32)1529

令和6年度新たに住民税非課税等となる世帯への給付金

☎福祉課 臨時給付金担当窓口 ☎(22)1111 (内)903・1001

【重要】 令和5年度物価高騰対応臨時給付金(7万円)または均等割のみ課税世帯臨時給付金(10万円)の支給対象世帯は対象外です。※住民税非課税世帯などに2回目の給付金が支給されるものではありません。

令和6年度新たに住民税非課税となる世帯への給付金

※8月中に通知済み

▶支給要件: 令和6年6月3日(基準日)時点で、宇土市に住民票があり、同一の世帯に属する人全員が令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯

▶給付額: 1世帯当たり10万円

令和6年度新たに均等割のみ課税となる世帯への給付金

※8月中に通知済み

▶支給要件: 令和6年6月3日(基準日)時点で、宇土市に住民票があり、同一の世帯に属する人全員が令和6年度分の住民税均等割のみが課税である世帯または令和6年度分の住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者で構成される世帯

▶給付額: 1世帯当たり10万円

子ども加算臨時給付金

※8月から順次通知中

▶支給要件: 令和6年6月3日(基準日)時点で、宇土市に住民票があり、新たに住民税非課税となる世帯および新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への加算として、当該世帯において扶養されている18歳以下の児童がいる世帯

▶給付額: 児童1人当たり5万円

○注意: 住民税が課税されている人の扶養親族などのみで構成される世帯は対象外です。

○申請期限: 9月30日(月)※当日消印有効

※各種給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金(調整給付金)

納税者および同一生計配偶者または扶養親族1人につき、4万円(令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円)の「定額減税」が行われます。その際、減税しきれないと見込まれる人に対してその差額を調整給付金として支給します。対象者には、確認書を送付しました。給付金を受け取るには返信が必要です。確認書の記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、本人確認書類などと一緒にご返信ください。

▶返送期限: 10月31日(木)※当日消印有効

※「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金(調整給付金)の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

消費者トラブル注意報

被害回復は困難! SNS上で著名人を名乗る投資話の勧誘に注意

☎市消費生活センター ☎(23)3251
消費者ホットライン ☎188

事例

投資を考えていたら、有名経済評論家主催の投資相談のSNS広告が表示された。100万円が1億円になったとの体験談に惹かれメッセージアプリに登録すると、評論家のアシスタントを名乗る人から投資話が届いた。有名な評論家なら信用できると思い100万円を振り込むと、利益を増やすため100万円を追加するよう言われ、別の口座へ振り込んだ。その後も次々と勧められ総額1,500万円を振り込んだ。運用状況を確認すると6,000万円の利益が出たので引き出そうとしたら、手数料や税金約2,200万円を支払わないと出金できないと言われた。(60歳代)

ひとこと助言

★SNS上で、消費者を信用させるために、著名人本人に無断で名前や写真を使用した投資勧誘が横行しています。著名人の公式サイトや公式アカウントなどで注意喚起が出ていないか、まずは確認するようにしましょう。
★投資資金の振込先に個人名義の口座を指定された場合は詐欺です。絶対に振り込まないでください。相手と連絡が取れなくなるなど被害回復は困難です。安易に資金を振り込むことはやめましょう。

不安に思ったら、振り込む前にお住まいの自治体の消費生活センターなどにご相談ください(消費者ホットライン188)。

不安に思うことやトラブルが生じた場合は、早めに宇土市消費生活センターへご相談ください。